3　公聴会が前記第1号の期日中に終了しないときは、翌日以後も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

東北経済産業局長　殿

届出者　氏　名（ふりがな）

（郵便番号）

住　所

（電話番号）

職　業

男鹿市申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

地方公共団体が定める構造改革特別区域内において狩猟鳥獣を定めることに関する公聴会の開催について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第２条第６項の規定に基づき、下記により公聴会を開催します。

傍聴希望者は、あらかじめ東京都千代田区霞が関１丁目２番２号環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室（電話番号03―5521―8285）へ御連絡下さい。

なお、詳細については、同室へお問い合せ下さい。

平成22年４月27日　環境大臣　小沢　鋭仁

記

1　日時　平成22年５月19日（水）午後１時30分から午後３時まで

2　場所　東京都千代田区霞が関１丁目２番２号環境省第１会議室

3　案件　地方公共団体が定める構造改革特別区域内において狩猟鳥獣を定めることについて

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査基準確定測量の成果につき、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第２項の規定により認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして同条第５項の規定に基づき、平成22年４月15日付けをもって指定したので、国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）第11条の規定により、次のように公告する。

平成22年４月27日

農林水産大臣　赤松　広隆

測量及び調査を行った者の名称	測量及び調査を行った地域
独立行政法人森林総合研究所	福島県郡山市西田町高柴字河原田、坂ノ下、一里松及び富作の各一部
〃	福島県郡山市西田町土棚字石田の一部
〃	福島県郡山市西田町丹伊田字舘、四合田、西荒井及び廣土の各一部
〃	福島県郡山市中田町黒木字大坂並びに駒板字砂畑及び南の各一部
〃	福島県郡山市中田町木目沢字蟹沢、五斗蒔田、道内、二合田、表、平石、堀ノ内及び廣平の各一部
〃	福島県郡山市中田町駒板字砂畑及び南の各一部
〃	福島県郡山市中田町中津川字野橋の一部
〃	福島県郡山市中田町柳橋字上篠坂の一部
〃	福島県郡山市中田町柳橋字小中里、石畑、戸ノ内、大古山、町向及び高谷の各一部
〃	福島県郡山市中田町柳橋字高谷の一部
〃	福島県郡山市中田町柳橋字大古山及び町向の各一部
〃	熊本県阿蘇郡小国町大字上田の一部（別所・江古尾換地区）
〃	熊本県阿蘇郡小国町大字上田の一部（万成換地区）
〃	熊本県阿蘇郡小国町大字上田の一部（原・大鶴換地区）
〃	熊本県阿蘇郡小国町大字黒渕の一部（小薮換地区）
〃	熊本県阿蘇郡小国町大字黒渕の一部（室原換地区）
〃	熊本県阿蘇郡南小国町大字中原の一部
〃	熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺の一部

資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

四月二十三日（金）

○一般案件

一、地域再生基本方針の一部変更について（決定）（内閣官房）

公　告

諮　事　項

平成22年度共同研究公募課題

国土技術政策総合研究所共同研究実施規程（平成14年３月28日国官技第378号、国総技第124号）に基づき実施する共同研究の平成22年度公募課題を次のように定めたので、その研究を共同実施する者を公募する。

平成22年４月27日

国土技術政策総合研究所長　西川　和廣

1　研究の題目

ＥＶ・ＰＨＶ充電施設に関する地理空間情報流通に関する共同研究

2　研究の題目及び申請手続きに関する詳細

国土技術政策総合研究所ホームページ

http://www.nilim.go.jp/

建築基準適合判定資格者に対する処分の公告

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）附則第３条第８項の規定により、なお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の62第２項第１号の規定による処分をしたので、建築基準法第77条の62第３項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年４月27日

近畿地方整備局長　上総　周平

1　処分をした年月日　平成22年４月６日

2　処分を受けた建築基準適合判定資格者の氏名及び登録番号　澄川　寛次　第112号

3　処分の内容　確認検査業務の禁止３月

4　処分の原因となった事実　指定確認検査機関から選任を受けた確認検査員として、建築物（戸建住宅）の完了検査において、建築基準法第77条の27第１項の認可を受けた確認検査業務規程に定める確認検査の方法に従わないで、検査済証を交付させた。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２２年（家）第９６号

滋賀県米原市春照353番地

申立人　常喜　金一

本籍滋賀県米原市春照352番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所大阪市東成区、死亡年月日昭和12年10月23日、出生の場所不明、出生年月日明治22年12月15日、職業不明

被相続人　亡　常喜　捨治

滋賀県米原市上平寺188番地

相続財産管理人　三宅　敏子

大津家庭裁判所長浜支部